

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (都道府県分) 個票

自治体名 日田市 (都道府県: 大分県)
 本事業の担当部局名 商工観光部 商工労政課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	日田市結婚新生活応援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 平成 29 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	13,500,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 H29年度から開始した結婚新生活応援事業の制度の認知度が高まり、R4年度は30件、R5年度も12月時点で20件申請があるなど大きく増加している。R5年度から所得要件が世帯年収500万円まで拡充されたことやR6年度からは29歳以下の夫婦への給付額を60万円に拡充することから、今後も申請者は増加すると思われる。今後も若者の結婚・定住の後押しをするため、住居費等の補助を継続する必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 日田市第6次総合計画第2期基本計画において結婚を望む若者に対する支援を掲げている。第2期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、特に人口減少の最大の課題である20代後半から40代前半の人口減少の対策に注力し、就労や子育て等によるUターンの促進に向けた若者の定住支援に取り組み、ふるさと日田を創ることを基本目標として施策の展開を図っている。 具体的な施策として、①市内での雇用の定着に向けた取組②子育てに関する環境や支援の充実③移住・定住に向けた取組④まちづくり活動の取組を挙げている <本個別事業の位置付け> 本事業は上記の②の関連施策に位置付けられ、事業実施により若い世代が結婚し、子育てしやすい環境づくりを行うものである。</p>		
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/>			
【その他独自要件】			
夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと 公的制度による家賃補助等を受けてないこと			

2. 申請見込

①新規世帯見込	30	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	15	世帯		
	その他	15	世帯		

【世帯数積算根拠】

R4年度申請件数30件、R5年度申請件数見込み約30件
 15件(29歳未満世帯支給見込世帯件数)×60万円(補助上限額)×2/3(補助率)=9,000千円
 15件(39歳未満世帯支給見込世帯件数)×30万円(補助上限額)×2/3(補助率)=4,500千円
 合計13,500千円

(参考)

【令和5年度申請状況】 実施中

申請世帯数見込	30	世帯
～12月(実績)	20	世帯
1月～3月(見込)	10	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>				<積算>	
(29歳以下)	15	世帯	×	600,000	円 = 9,000,000 円
(その他)	15	世帯	×	300,000	円 = 4,500,000 円
				(継続補助)	0 円
				左記上限額のとおり	

3. 広報の実施予定

結婚式場や不動産会社及び市内企業に対し、チラシ配架等について協力していただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		母子健康手帳発行数	件	420 (R5)	333 (R4)
	母子健康手帳発行数(第2子以降)	件	250 (R5)	211 (R4)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
		合計特殊出生率		1.70 (R4)	
		婚姻件数	件	191 (R4)	
		婚姻率		3.2 (R4)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100 (R4)
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	69 (R4)
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	90	83 (R4)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県や他市町村と連携し婚活支援に関する取り組みを行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8					

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。